

# 令和8年度 市民税・県民税申告の手引き

この申告書は、あなたの市民税・県民税を正しく算定する基礎となります。また、国民健康保険税の算定や児童扶養手当などの給付資料、あるいは所得（課税）証明などを発行する場合の資料としても大切なものですから、この手引きをご覧ください。になり、ご自分で申告書を記入し、必ず申告してください。

- 市県民税は、令和8年1月1日現在御前崎市に住所を有する人で、令和7年1月1日から令和7年12月31日までの1年間で得た収入に対して課税されます。
- 申告相談受付の日程は、広報おまえざき1月号をご覧ください。

## 申告書の提出期限は3月16日です

所得税の確定申告をされる方は、この申告は不要です

### 申告をしなければならない人

1. 商業、農業、工業、医業などの事業収入がある人
2. 不動産、利子、配当、譲渡などの収入がある人
3. 外交員（生命保険営業、集金人、商品販売外交員など）、内職、個人教授などをされている人
4. 大工、左官、日雇い労働などで、日給月給の収入がある人
5. 給与所得がある人で、次に該当する人
  - ① 派遣社員やパート職等で、勤務先から市役所に給与支払報告書の提出がされていない人
  - ② 給与以外の収入（事業、公的年金、不動産、配当、譲渡所得など）がある人※所得税では、給与所得や退職所得以外での「所得の合計額」が20万円以下の場合、所得税の確定申告義務は免除されていますが、住民税では申告する必要があります。
6. 公的年金等の収入額が400万円以下で他の所得の金額が20万円以下の人  
※公的年金等の源泉徴収票に記載されていない社会保険料などの各種控除がある人は申告する必要があります。
7. 雑損控除、医療費控除、寄附金税額控除を受けようとする人
8. 所得控除を追加、訂正する人（年金受給者も該当します）

### 申告に必要なもの

1. 令和7年中の収入や支出がわかるもの
  - （給与、年金、雑収入などがある人）源泉徴収票、支払い証明書など
  - （事業所得、不動産所得がある人）収支内訳書、領収書、通帳など収入支出がわかる書類、前年度申告のある人は、前年度の収支内訳書の控
2. 所得の控除を受けるための証明書や領収書
  - 令和7年中に支払った社会保険料（国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料など）の支払額がわかるもの
  - 国民年金保険料、生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料、地震保険料（旧長期損害保険料）の控除証明書
  - （医療費控除を受ける人）医療費控除に関する明細書（領収書の添付又は提示では不可）、保険金などで補てんされた金額がわかるもの
  - （配偶者特別控除を受ける人）配偶者の所得が確認できるもの（源泉徴収票など）
  - （寄附金税額控除を受ける人）寄附金受領証明書など
  - （国外居住親族に係る扶養控除等を受ける人）親族関係書類及び送金関係書類
3. 個人番号確認書類（マイナンバーカードなど）及び身元確認書類（運転免許証・パスポートなど）

### 所得のなかった人

申告の義務はありませんが、申告をされないと所得の有無が確認できず、申告義務のない人か、所得はあるのに申告をおこたっている人かの区別ができなくなり、各種の証明書発行に支障を来します。また、国民健康保険税の算出（軽減判定）や児童扶養手当などの資料になりますので、申告書裏面「前年中に所得のなかった方の記入欄」へご記入いただき、必ず提出してください。

※申告書を郵送される場合には、必要事項をご記入のうえ、添付書類（源泉徴収票・収支内訳書 など）を同封し、下記までお送りください。なお、必ず連絡先をご記入ください。

お問い合わせ …… 御前崎市役所 税務課 市民税係  
(送付先) 〒437-1692 御前崎市池新田5585番地 電話 0537-85-1114



# 〔所得の種類〕

① 営業等	卸売業、製造業、販売業、修理業、料理飲食店業、建設業、大工、左官、サービス業、各種外交員、塾などの経営者、医師、弁護士、税理士、作家など、事業から生ずる所得。
② 農業	農産物の生産、果樹栽培、家畜の飼育などから生ずる所得。
③ 不動産	貸家、貸地、貸店舗、貸アパート、貸駐車場などから生ずる所得。
④ 利子	預貯金や公社債の利子及び公社債投信や貸付信託の収益の分配金などによる所得。原則として源泉徴収により納税が完了することになっており、申告をする必要はありません。
⑤ 配当	株式や出資金に対する利益の配当、余剰金の分配金などによる所得。上場株式等の配当については源泉徴収されているので申告をする必要はありません。
⑥ 給与	給料、賃金、賞与、俸給などの所得。所得額の算出は右表1を参考にして計算してください。なお、事業専従者控除として必要経費に算入された金額も給与となります。また、所得金額調整控除の対象者は下表3を参考にしてください。
(公的年金等)	年金、恩給などによる所得。所得額の算出は右表2を参考にして計算してください。
⑦ 雑(業務)	原稿料、講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引若しくは食料品の配達などにより、給与ではない報酬・料金として得た収入による所得。
(その他)	生命保険(郵便)年金、謝礼金など、上記①～⑥及び⑧のいずれにも該当しない所得。
⑧ 譲渡・一時	譲渡所得、一時所得、山林所得については、判定基準、計算、必要書類など複雑ですので、税務署へお問い合わせください。

表3 所得金額調整控除

(1) 給与等の収入金額が850万円を超える納税義務者で、次の①から③のいずれかに該当する場合	
①	特別障害者に該当する。
②	年齢23歳未満の扶養親族を有する。
③	特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する。
【所得金額調整控除額計算】 = [給与等の収入金額(1,000万円を超える場合は1,000万円) - 850万円] × 10%	
(2) 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある納税義務者で、給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合	
【所得金額調整控除額計算】 = [給与所得控除後の給与等の金額(10万円を限度) + 公的年金等に係る雑所得の金額(10万円を限度)] - 10万円	

表4 配偶者控除額・配偶者特別控除額表

区分	↓あなたの配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額			
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
配偶者控除	58万円以下	一般の控除対象配偶者(70歳未満)	33万円	22万円	11万円
		老人控除対象配偶者(70歳以上)	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	58万円超～100万円以下	33万円	22万円	11万円	
	100万円超～105万円以下	31万円	21万円		
	105万円超～110万円以下	26万円	18万円	9万円	
	110万円超～115万円以下	21万円	14万円	7万円	
	115万円超～120万円以下	16万円	11万円	6万円	
	120万円超～125万円以下	11万円	8万円	4万円	
	125万円超～130万円以下	6万円	4万円	2万円	
	130万円超～133万円以下	3万円	2万円	1万円	
	133万円超～	0円	0円	0円	

表5 扶養控除額(特定扶養親族)・特定親族特別控除額表

区分	特定親族の合計所得金額	控除額
扶養控除(特定扶養親族)	58万円以下	45万円
特定親族特別控除	58万円超～95万円以下	45万円
	95万円超～100万円以下	41万円
	100万円超～105万円以下	31万円
	105万円超～110万円以下	21万円
	110万円超～115万円以下	11万円
	115万円超～120万円以下	6万円
	120万円超～123万円以下	3万円
	123万円超～	0円

表1 給与所得金額の計算

給与等の収入金額	(合計)	A
	円	

●Aの金額が1,900,000円未満の方は次の表で計算します。

Aの金額	給与所得の金額
～650,999円	0円
651,000円 ～1,899,999円	A - 650,000円 = 円

●Aの金額が1,900,000円以上6,600,000円未満の方は次の表で計算します。

A ÷ 4	(千円未満の端数切捨て)	B
=		,000円

Bの金額	給与所得の金額
475,000円 ～899,000円	B × 2.8 - 80,000円 = 円
900,000円 ～1,649,000円	B × 3.2 - 440,000円 = 円

●Aの金額が6,600,000円以上の方は次の表で計算します。

Aの金額	給与所得の金額
6,600,000円 ～8,499,999円	A × 0.9 - 1,100,000円 = 円
8,500,000円～	A - 1,950,000円 = 円

表2 雑(公的年金等)所得金額の計算

公的年金等の雑所得の収入金額	(合計)	C
	円	

●昭和36年1月2日以後に生まれた方(年齢が65歳未満の方)は次の表で計算します。

公的年金等の収入金額(C)	公的年金等の雑所得の金額		
	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
～1,299,999円	(C) -600,000円	(C) -500,000円	(C) -400,000円
1,300,000円 ～4,099,999円	(C) × 75% -275,000円	(C) × 75% -175,000円	(C) × 75% -75,000円
4,100,000円 ～7,699,999円	(C) × 85% -685,000円	(C) × 85% -585,000円	(C) × 85% -485,000円
7,700,000円 ～9,999,999円	(C) × 95% -1,455,000円	(C) × 95% -1,355,000円	(C) × 95% -1,255,000円
10,000,000円～	(C) -1,955,000円	(C) -1,855,000円	(C) -1,755,000円

●昭和36年1月1日以前に生まれた方(年齢が65歳以上の方)は次の表で計算します。

公的年金等の収入金額(C)	公的年金等の雑所得の金額		
	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
～3,299,999円	(C) -1,100,000円	(C) -1,000,000円	(C) -900,000円
3,300,000円 ～4,099,999円	(C) × 75% -275,000円	(C) × 75% -175,000円	(C) × 75% -75,000円
4,100,000円 ～7,699,999円	(C) × 85% -685,000円	(C) × 85% -585,000円	(C) × 85% -485,000円
7,700,000円 ～9,999,999円	(C) × 95% -1,455,000円	(C) × 95% -1,355,000円	(C) × 95% -1,255,000円
10,000,000円～	(C) -1,955,000円	(C) -1,855,000円	(C) -1,755,000円